

学位論文題名

企業不祥事と取締役の民事責任

- 法令遵守体制構築義務を中心に -

学位論文内容の要旨

本論文は、企業不祥事における取締役の民事責任について、取締役の法令遵守体制構築義務（内部統制システム構築義務）違反の損害賠償責任を中心に検討したものである。取締役の法令遵守体制構築義務は、大和銀行ニューヨーク支店株主代表訴訟判決（大阪地判平成12年9月20日判時1721号3頁）等を契機として一気に議論が高まった。他方、学説においても、詳細な検討が行われてきた。しかしながら、従業員等による違法・不正な行為を防止するための法令遵守体制と経営判断原則との関係について、学説において少なくとも最低限の水準の体制を構築すべきであって、経営判断原則の適用はそれ以上の水準について認められるとする見解が提唱されているものの、その「最低限の水準」は何をもって定まるのかということとは不明確なままであった。他方、判例においても取締役の法令遵守体制構築義務違反が認められた事案は少なく、どのような場合であれば責任が問われるのか未だ不明確な状態が続いており、裁判所による後知恵のリスクが存在している。そこで、本論文は法令遵守体制の水準と経営判断原則の適用について、そもそも「法令遵守体制の水準は経営判断原則が適用される」という命題そのものの検討から始め、法令遵守体制構築と経営判断原則との関係、そして、近時、ダスキング株主代表訴訟控訴審判決（大阪高判平成18年6月9日判時1979号115頁）で重要視された不正行為に対して取締役がいかなる対処をなすべきか、というもう一つの監督義務について、日本法と類似の問題があり、法令遵守体制構築義務が詳細に検討されているアメリカ法をその素材として検討を行った。

アメリカ法において、当初、Delaware州最高裁判所は取締役の法令遵守体制構築義務について消極的な立場をとっていた。しかしながら、会計監査論の分野で展開してきた内部統制システムの議論や、アメリカにおける取締役会機能の変容、各種連邦法の制定や組織に対する制裁ガイドラインの策定によるインセンティブの付与等により、1996年、Caremark事件判決（698 A.2d 959, Del.Ch.1996）によって、明確に取締役の義務として承認されることとなった。しかし、そのCaremark事件判決において、取締役の法令遵守体制構築義務違反が認められる場合は「継続的又は組織的な…監督の懈怠」の場合であるとされ、そのような場合には「誠実性の欠如」が認められ、責任が認定されるとされたのである。

ここにいう「誠実性の欠如」は、アメリカにおいて2000年以降における企業不祥事の続発等によって新たな展開を迎え、取締役の誠実義務論の一端を担うこととなった。取締役の誠実性・誠実義務は従来から経営判断原則の適用がなされる場面で言及されたり、忠実義務の下位要素として表現されたり、また、取締役の故意の違法行為の場面で言及されることの多かったが、Smith v. VanGorkom事件判決（488 A.2d 858, Del.1985）とDGCL § 102条(b)項(7)の制定によって、より意識されることとなった。そして、企業不祥事の続発等により、重要な義務として捉えられ、学説及び判例法上、その概念について議論がなされることとなった。その結果、Disney事件判決（906 A.2d 27, Del.2006）及びStone v. Ritter事件判決（911 A.2d 362, Del.2006）という流れの中で、取締役の法令遵守体制構築義務違反は誠実義務違反を構成し、ひいては忠実義務違反となると論じられることになった。この流れは、従来、取締役と会社との間で利害関係が衝突する場面で問題となる忠実義務が、それ以外の場面においても拡大するという奇妙な理論的帰結をもたらしているが、これは企業不祥事の続発による取締役に対する不信感、それらの不祥事に伴う連邦立法による州法・州裁判所に対する実質的な介入の結果であると考えられる。その意味で、法令遵守体制構築義務を誠実義務へと位置づけることによって、その義務の重要性を指摘できる。

しかし、義務違反が認められる責任基準「継続的又は組織的な…監督の懈怠」を強調すると、その義務違反の認定がかなり困難であると思われる。そこで、実際にこの責任基準がどのように機能しているかということについて考察を行った。Caremark事件判決以降の判例を概観すると、実際に取締役会が不正行為を知り、又は取締役会すら全く開催されていない事案についてのみ責任が認められているということが明らかになった。また、Caremark事件判決を担当したAllen判事も、取締役の法令遵守体制構築義務違反はほとんど認められないということを取締役就任への萎縮効果を根拠に容認し、道徳的義務として捉えているということが明らかになった。そして、その根拠を子細に検討すると、経営判断原則を支える根拠と類似していることも分かった。

以上のように、取締役の法令遵守体制構築義務は実質的な義務として捉えられているのではなく、道徳的義務として最低限、法令遵守体制を構築すべきであるとされているにもかかわらず、その機能はかなり限定的であるということが明確になったが、その一方で、法令遵守体制等監督体制によって得られた情報により取締役会が不正・違法行為に気付いた場合には、アメリカ法において何らかの是正措置等を行わなければならないというRed Flags対処義務が認められていることについて検討を行った。そして、最終的に、アメリカ法においては取締役の法令遵守体制

構築義務以上に、Red Falgs 対処義務の方が企業不祥事に対する取締役の民事責任において、実質的な機能を有していることを明らかにした。

以上、アメリカ法における議論を参考にし、日本法への示唆を次のように得た。取締役の法令遵守体制について経営判断原則が適用されるという命題自体、アメリカ法ではほとんど議論がなく、そもそも監督義務の一種として捉えられているその義務について経営判断原則の適用がないとされていた。しかし、体制の水準については経営判断原則が支える根拠から実質において内容審査を行っておらず、日本法においても裁判所は当該体制の内容審査について謙抑的態度を取るべきであるし、従来の裁判例を検討するとそのような傾向がある。しかし、前述のダスキン株主代表訴訟判決のように不正行為について気付いた取締役会はそれに対して何らかの対処をしなければならぬのであって、裁判所はそのような不正行為に対してどのような対処をなしたのかということについて詳細に検討した上で取締役の責任を認めるべきである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 林 靖
副 査 教 授 山 本 哲 生
副 査 准教授 得 津 晶

学 位 論 文 題 名

企業不祥事と取締役の民事責任

－ 法令遵守体制構築義務を中心に－

本論文は、取締役の監視監督義務の問題、とりわけ内部統制システム構築義務ないし法令遵守体制構築義務の理論的検討として、法令遵守体制の構築とその水準に関する取締役の法的責任をテーマとする。具体的には、様々な事情を考慮して、取締役会が内部統制システムを構築しないと判断した場合、善管注意義務違反を構成するのか、また、「構築すべき最低水準のシステムを前提とした上で、それを超えてどこまで充実させるか」という点に経営者の裁量が働くと考えべき」といわれるが、その最低水準とはどの程度であるかという問題である。この分野は、大和銀行代表訴訟（大阪地判 H12.9.20 判時 1721-3）以来、企業不祥事における取締役の民事責任として議論が盛んな分野であり、笠原武朗、柿崎環の先行文献が存在するが、本論文は、制度論としての内部統制システムが、実際の訴訟において、どのような法的機能を有しているのか、とりわけ経営判断原則との関係はどうなっているのかという従前の文献の検討が不十分な角度から問題に焦点を当てる。とりわけ、「内部統制システムの内容は経営判断の問題である」という命題が成り立つか否か、そしてそもそもかかる命題がどのような意味を持っているのかを検討する。

本論文の研究手法は比較法により示唆を獲得するという伝統的分析を採用し、素材として内部統制システムについて最も議論の進んでいるアメリカ法、特にデラウェア州判例法と連邦証券規制を選択する。この手法は先行文献と重なるが、訴訟における機能という問題意識・着眼点が異なる。

本論文のアメリカ法の整理は、一方では、1996年の Caremark 判決による内部統制構築義務の高度化や Stone v. Ritter 判決による第三の義務としての「誠実義務」化・忠実義務化といったデラウェア州判例の一般論及び SOX 法等の証券規制改革を契機とする法令遵守体制構築の義務化・厳格化の議論及びそれに対する学説の反応を紹介し、抽象論として法令遵守体制義務が重要視されている姿を描き出す。他方、個別の裁判の結論と事案の関係を丹念に読み込むことで、抽象論レベルの義務の高度化・厳格化にもかかわらず、具体的適用の場面においては実質的な取締役責任・義務の厳格化はなされていないことを指摘する。このようなアメリカ法の全体像を描いた上で、それでも法令遵守体制構築義務概念が取締役責任の有無に実質的に意味を持つ場面として、何らかの不正行為の徴憑 (Red Flags) が発生した場合に対処をしなかった場合には責任が認められるとする一連の裁判例群に着目する。こうして、抽象的に法令遵守体制構築義務 (の厳格化) の議論をするのではなく、

red flags 対処義務として議論すべきであるという示唆をアメリカ法研究から獲得する。

本論文は、アメリカ法比較による示唆から、日本法において以下の二点を主張する。抽象的な法令遵守体制構築義務を徒に論ずることは、個別の会社において要請される最低限の法令遵守体制を裁判所は判断能力の欠如により判断できない点、また既に行われた不正行為に対して後知恵的な判断がなされてしまう危険等からすれば、通常取締役の注意義務と同様、裁判所の判断を控えるべきであるという経営判断原則と類似の状態にあることを指摘し、取締役責任の厳格化という一般論は採用できないとする。他方、法令遵守体制構築義務が具体的に訴訟で意味を持つのは、Red Flags が発見された場合には対処する義務があるという場面であるとし、このような構成は取締役の監視・監督義務の消極的側面として整理することができ、また、日本の従前の下級審裁判例を内在的に読むことで既に採用されていることを指摘する。

法令遵守体制構築義務を抽象論で捉えるのではなく、Red Flags 義務に具体化するという本論文の主張は、近時、議論が集中・錯綜しているコンプライアンス分野において、新規性の高いものであり、また、現実の裁判における意義という本論文の首尾一貫した問題意識に裏打ちされ、主張の内容も明確である。この意味で、本論文は、今後この分野の研究を進める者にとって参照価値が高いばかりか、現実の訴訟における主張・立証のターゲットのガイドラインとなり実務においても非常に意義のある論文である。その根拠としてアメリカ法の議論を抽象論ばかりではなく広い時期範囲の現実の裁判例及びその利害状況まで丹念に読み込んだ点は資料的価値も高く、特に、近時、Disney 判決等で日本でも話題になった、取締役の第三の義務としての誠実義務概念の誕生・発展から忠実義務への収斂・消滅までの経緯の紹介、その間のデラウェア州の衡平裁判所と最高裁との間の対立を描き出した点は、誠実義務概念を持って余している日本法の実務における取締役責任に関する議論状況へ資するところは大きい。このような丁寧な作業を経た上で、アメリカ法からの示唆として上記命題を獲得するのは、大胆ながらも、アメリカ法の裁判例の一部を恣意的に無視する等の乱暴な点は見られない。また、比較法の示唆を日本法に応用する際に、取締役の置かれている状況の日米の差異にも配慮がなされており、単にアメリカ法の議論をそのまま取り込むのではなく日本においても妥当することを積極的に根拠づけている点等、論旨の運びも丁寧ながら明快である。

他方、本論文に対して、若干の疑問も存在する。まず、法令遵守体制構築義務なる概念を想定するのは主に上場会社を対象とするようであるが、会社法上、取締役と会社の関係として委任契約が結ばれているのは、閉鎖会社・中小会社も同じであり、ここで取り扱いを別異にする理由はあるのか。関連して、委任契約の債務不履行として取締役の責任を理解するならば、なぜ、法令遵守体制構築義務の様な特別な義務が出てくるのか、また、経営判断原則まで含めて民法債務不履行法との議論との平仄が取れているのかという点が挙げられる。より内在的には、Caremark 判決以降、抽象論として法令遵守体制構築義務は厳格化したというが、現実の裁判例の判文からは必ずしも厳格化を見いだせないのではないのかという点も挙げられた。外在的には、Red Flags 対処に着目するという本論文の主張は、法令遵守体制構築義務という法律上の概念に対してどのレベルの議論をしているのか、当てはめの問題なのか、それとも法律上の概念の変更を目指しているのかという問題が裁判における機能という問題意識によって蚊帳の外に置かれているのではないのかという点がある。また、本論文の整理では、法令遵守体制構築義務は監視監督義務・注意義務の一側面に吸収されるが、取締役個人の法令違反行為の責任である法令遵守義務と切断されてしまわないか、すなわち、株主利益最大化原則が妥当する場面とそうでない場面とに分かれてしまうが、野村証券損失補填最高裁(H12.7.7 民集 54 卷 6 号 1767 頁)の整理とは異なる点は留意すべきである。

以上の疑問への応答は改善すべき点ではあるが、公表までに一部は修正が期待できること、また民事債務不履行制度との接続等はそれ自体大きなテーマであり、しかも債権法の枠組みも変容し得る状態にあり、本論文を受けて学界全体の課題となるものといえ、本論文の価値を否定するものではない。よって、審査委員全員一致で、本論文は博士号相当と考える。